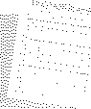


## 協会けんぽ山形支部からのお知らせ

定期健康診断の実施だけ終わっていませんか？  
定期健診結果データをご提供ください



事業主の皆さまは、労働安全衛生法に基づき、従業員に対して、定期健康診断（事業者健診）を実施しなければなりませんとされていますが、定期健康診断の実施だけで終わっていませんか？  
「生活習慣病予防健診」を利用されない場合は、定期健診結果データをご提供ください。

まずはCHECK！

実施している健康診断は

協会けんぽの  
生活習慣病予防健診

定期健診  
(事業者健診)

人間ドック※

健診結果データの提出は  
不要です

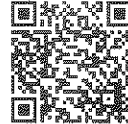
健診結果は受診された健診  
機関から協会けんぽへ提出  
されます

定期健診結果データをご提供ください (40歳以上)

定期健診結果データの提供について、  
詳しくはこちらをご確認ください

(なお、提供については、事業者に義務付けられています)

※生活習慣病予防健診を利用した「差額ドック」の場合、健診結果  
データの提供は不要です



健診結果を提供しても問題ないのでしょうか？

事業主さまが協会けんぽに対して健診結果をご提供いただくことは、「高齢者の医療の確保に関する法律」  
において提供しなければならないと規定されており、事業主さまが責任を問われることはありません。

定期健診結果データをご提供いただくと・・・

01

特定保健指導を無料で  
受けられます

▶特定保健指導とは？

保健師・管理栄養士による、メタボリック  
シンドロームの状態を改善するための健康  
サポートです。

02

健康保険料率上昇の  
抑制につながります

インセンティブ制度の評価指標の一つで  
ある「特定健診等の実施率」に反映され、  
保険料率上昇の抑制につながります。

03

マイナポータルを通じた健診  
結果の閲覧ができます

ご自身の過去の健診結果等を閲覧できる  
ほか、マイナンバーカードを健康保険証  
として利用登録し、ご本人さまの同意が  
あれば、医療機関での診療等に活用する  
ことも可能になります。

【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル2番)

## 令和5年度 メンタルヘルスセミナーを開催します！

近年、メンタル不調による休職者が増加し、事業所のメンタルヘルス対策が重視されていることを踏まえ、事業主・労務管理者さまにメンタルヘルスについて正しく理解していただくため、セミナーを開催いたします。

ホームページは順次更新いたします ▶



【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル4番)

発行

全国健康保険協会(協会けんぽ)山形支部  
〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階 ☎023-629-7225(代表)

協会けんぽ

検索